

熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

令和元年11月21日開催

熊取町議会

目

次

〔議員全員協議会（11月21日）〕

泉州南消防組合議会規約の変更に関する協議について	1
会計年度任用職員制度について	14
今後のまちなか公園のあり方について	20
その他報告	27
1. 令和元年人事院勧告への対応について	27

議員全員協議会

月 日 令和元年11月21日（木曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席議員	1	番	田中圭介	2	番	大林隆昭
	3	番	浦川佳浩	4	番	坂上冒史
	5	番	田中豊一	6	番	鱧谷陽子
	7	番	文野慎治	8	番	重光俊則
	9	番	二見裕子	10	番	渡辺豊子
	11	番	河合弘樹	12	番	矢野正憲
	13	番	江川慶子	14	番	坂上巳生男

欠席議員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
	総合政策部長	南和仁	総合政策部理事	明松大介
	総合政策部理事 兼財政課長	東野秀毅	総務部長	林利秀
	都市整備部長	矢部義雄	都市整備部理事	大西宏
	企画経営課長	橘和彦	危機管理課長	白川文昭
	人事課長	道端秀明	水とみどり課長	庭瀬義浩
事務局	議会事務局長	藤原伸彦	書記	藤原孝二

案 件

- 1) 泉州南消防組合規約の変更に関する協議について
- 2) 会計年度任用職員制度について
- 3) 今後のまちなか公園のあり方について
- 4) その他報告
 1. 令和元年人事院勧告への対応について

議長（矢野正憲君）皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

なお、本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

議長（矢野正憲君）本日の案件は、泉州南消防組合規約の変更に関する協議についての件ほか2件であります。

なお、発言をされる方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退出いただいても結構ですので、申し添えておきます。

それでは、案件1、泉州南消防組合規約の変更に関する協議についての件を説明願います。白川危機管理課長。

危機管理課長（白川文昭君）それでは、泉州南消防組合規約の変更に関する協議についてご説明させていただきます。

すみません。さきにお配りさせていただいた資料の中で、ちょっと1点修正をお願いいたします。

1ページ目の(1)規約変更に係る背景の行の中の一歩最終行、中段ぐらいですけれども、「負担割合の見直しを検討することになっていたもの」の「と」が1点多いので、それを消していただくように、すみません、よろしくをお願いいたします。内容等に修正はございません。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

事前にお配りしております資料1ページをごらんください。今のページです。

(1)規約変更に係る背景(負担割合の変更)についてです。

平成25年4月に設立しました泉州南消防組合は、発足から6年以上が経過し、平成24年、組合化を前に策定しました泉州南ブロック広域消防運営計画に定めた消防救急無線のデジタル化、高機能消防指令センターの構築、署所の建設、統廃合等により、一定の目標を達成してきたところです。

消防組合の運営に係る負担金につきましては、各市町、極端な増加を抑えるため、広域化前の消防運営に係る各市町の負担額の割合、平成21年度、22年度決算額及び23年度予算額に基づく割合をもって運用を開始したのですが、高機能消防指令センターの構築や署所の再配置等の広域組合として合理化が共有できる段階のおおむね3年から5年をめどに、各市町の負担割合の見直しを検討することとなっていたものです。

この負担割合について構成市町で協議を持つに当たり、(2)これまでの経過としまして、平成28年9月に各市町の首長で構成される①泉州南消防組合あり方会議を設置し、3市3町の首長会議をこれまでに4回、②幹事会としまして、企画、財政、消防担当及び消防組合の部長級職員の会議を5回、③分科会としまして、各市町と同じく課長級職員による会議を開催し、意見集約を図ったところですが、各市町の意向調整に期間と回数を要し、最終、令和元年8月13日の首長による会議において一定の方針が決定してきたものでございます。

次に、現在の負担率、額についてご説明しますと、(3)の現在の負担割合については、先ほど規約改正の背景でもご説明したとおり、関係市町の常備消防費の平成21年度、22年度決算額及び23年度予算額に基づく割合として、結成してこれまで7年間適用してまいりました。

具体的には、2ページをお開きください。

各市町の割合は記載のとおりで、熊取町は13.6204%となっております。額の推移につきましては(4)のとおりで、組合化初年度の平成25年度が4億1,643万561円で、以降年々増加し、昨年の平成30年度は5億4,372万4,889円が最大の負担額となっております。これは、広域化において整備しました消防救急無線のデジタル化、高機能指令センターの構築、署所の建設等と、30年度においてはこれまで4名から7名程度であった退職者が16名となったもので、最大額を示しておりますが、今後は令和元年度予算額程度で推移していくものと聞いてございます。

続きまして、今回ご提案させていただいております(5)規約変更案につきましては、第16条第2項を変更するもので、「2 前項の負担金(次項に定めるものを除く。)の負担割合は、消防費に係る基準財政需要額割、消防需要額割及び均等割とし、それぞれの割合にあつては関係市町の長の協議によって別に定める。」と変更を予定しているものです。

具体的な割合の考えといたしましては、(6)新たな負担割合(第4回あり方会議にて、最終調整が行われた案)としまして、消防組合経費のうち、議会経費を除く消防費全体の60%に対しては各構成市町の基準財政需要額の割合により算定し、27%分には消防需要額割を、残る13%に対しては均等割を適用し、この3つの指標の組み合わせにより、各市町の負担額を算定するものとなりました。

この指標の組み合わせの割合につきましては、均等割部分は各市町の共通経費と考え、消防本部の運営に係る経費が現在、実質全体経費の約13%であることからその割合とし、その13%のうち6割を3市で、4割を3町で負担する割合としております。基準財政需要額割につきましては、国からの交付税が市町村に配分されているところですが、消防費の額というものも定められております。その額の比率を負担割合とし、これについては、消防全体経費の60%に対して各市町の基準財政需

要額割を使用します。残る消防需要額割につきましては、各市町における過去5年の火災件数と救急件数の出動件数の比率による負担率を定め、全体の残る27%にはこの消防需要の比率の割合を掛けまして金額を算出する、この3つの指標により算定したものを新たな負担金とするものです。

具体的には、すみません、最終4ページをお開きください。

これは、令和元年度予算におけるシミュレーションです。直近の平成30年度数値により基準財政需要額割、消防需要額割の各割合を算定し、額については令和元年度予算額を適用し、算出したものです。

表の上段、一番上の1、現行の負担割合です。熊取町の欄でご説明します。

1段目は13.3334%、これは組合議員経費に係るもので、変更対象にはありません。選出議員割となっておりまして、市が3名、町が2名の割合で、端数調整の関係で本町が小数点以下4位で1上がっております。

その下の13.6204%は現行の負担率です。

表の2、改正後の負担割合による負担金です。

表2の2段目、6億3,617万9,000円が、本町の基準財政需要額として消防費として国から交付税措置されている額となります。3市3町に占める本町の割合は15.9724%となっており、議会費を除く消防経費の60%に対しこの15.9724%を適用しまして、本町の負担額がその下、3億6,368万3,015円となります。

その下につきましては、直近5年、平成26年から30年までの各市町の火災出動と救急出動の件数の割合で、本町につきましては11.8613%、議会費を除く消防費の27%に対しこの率を適用し、金額については1億2,153万3,443円となります。

その下、13.3334%につきましては、共通経費分として3市で6割を、3町で4割とし、本町が13.3334%、議会費を除く消防経費の13%に乘じまして、金額としまして6,577万8,630円となるもので、3つの指標を用いた本町の負担金総額は5億5,120万6,690円となり、割合としましては3つを総括しまして14.5193%となり、現行の13.6204%と比べ0.8989%増加することになります。

この改正によりまして本町と泉佐野市が増加するものですが、この増加に対し、一度に引き上げるものではなく3年間で段階的に引き上げるものとして、下の表の3については調整期間における1年目、3分の1を引き上げた率13.9200%、負担額で5億2,846万3,852円となります。

その下、表の4は、2年目の3分の2を引き上げた率14.2197%、負担金額で5億3,983万5,271円となるものでございます。3年目以降は、先ほど説明の表2の欄による負担率、金額となるものです。

構成市町の改正負担率につきましては、すみません、1ページ戻っていただきまして3ページ上段の表にまとめてございます。本町につきましては、現行、改正後比較しまして0.8989%増加し、額については先ほどの4ページの令和元年度予算ベースで3,411万4,257円の増額、泉佐野市につきましては2.8634%の増分で1億866万4,891円が増加することになります。これは、30年度基準財政需要額、消防需要額の数値による割合となります。大幅に変更になることはありませんが、国からの基準財政需要額につきましては毎年見直しがなされ、消防・救急に係る消防需要比率も時点の直近5年間を採用することから、出動件数の変動により、毎年各市町の負担率に若干の変更は生じますが、考え方が変わるものではございません。

続いて、下の(7)各市町の負担額の増減等につきましては、さきに説明させていただきました4ページのとおりです。

(8) 今後のスケジュールにつきましては、12月議会に上程させていただき、ご可決後におきましては消防組合において大阪府市町村課へ規約変更申請の後、令和2年度予算から適用していく予定としてございます。

これまで、負担割合の指標とする項目、組み合わせの割合については構成市町において協議に努め、負担額の下がる市町、上がる市町それぞれにさまざまな意見がありましたが、調整を重ねた結

果、このたびはご説明いたしました割合の負担率とすることで協議が調ったものでございます。本町にとっては上がることになりましたが、消防組合3市3町の協議により定めました適切な負担率と考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（矢野正憲君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）平成24年ですか、広域化によるメリットがあるということで広域化に踏み切ったわけですが、そのとき熊取町は高機能消防指令センターですか、統合する前に、もうきれいに一定、予算をかけてやりましたよね。その状態の中で統合して、ほかの施設がまだおこなっている中で熊取町は広域によるメリットがあるのかなということ、とても心配というかメリットを余り感じなかったというか、そのときにね。私たち共産党議員団は反対したわけなんですけど、この増加というのはやっぱりちょっと納得いかないんですよ。

今のお話では、いろいろ消防需要額なども含めて負担減に力を入れていったという経過は今のお話でわかりましたが、ほかの消防組合はどういった計算をされているのか。泉州南消防組合はこういうふうな形で進んでいますが、ほかの消防組合はどのようになっているのか、教えていただけますか。

議長（矢野正憲君）白川危機管理課長。

危機管理課長（白川文昭君）30年度の全国消防長現勢調査というものがございまして、その中では、大体70%の団体では基準財政需要額割を何らかの指標として入れられております。また、そのうち25%においては、基準財政需要額割のみのパーセンテージで負担率を決められているところもございます。本町であれば、先ほど私が説明させていただきました4ページの表で15.9724%、これが本町の3市3町における基準財政需要額割となっておりますが、全国的には25%の団体でこれだけで、ほかのところについても7割のところでは基準財政需要額割を入れながら、人口割であったり世帯割であったりというような形で組み合わせながらやっているのが現状でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ということは、一定決まりというものはなく、その消防組合の中で判断して割合を決めているということなんですね。熊取町は今回の話し合いの中でこの数字でいきたいという合意が調ったということなんですね、理解する上で。確認なんですけども。わかりました。

何か消防の基準財政需要額が熊取町が町の中では高くて市並みに近くあるということは、何か要素が、原子炉があるとか、何かその関係があるのかなと思うんですが、その辺はいかがですか。

議長（矢野正憲君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）普通交付税上の消防費というものの基本的な算出の仕組みなんですけれども、国勢調査の人口に基本的には1人当たりの単価がかかっていくという形になります。そういう中で、単純に人口が大きくなったら大きくなると、単純に逓増的にそういう形で上がっていくんじゃなくて、小規模団体、人口の規模に応じて、スケールメリットが働くような大きな団体になれば逆に1人当たりの単価が下がるという形になります。そういうあたりが加味されますので、熊取町、あと岬町、田尻町、こういう小さい団体がだんだん1人当たりに係る需要額は逆に上がっていくという形になりまして、今おっしゃられた例えば原子炉実験所がある関係で需要額に影響が出ているということはございません。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ちょっとまだ納得はできないので、ほかの方の意見も聞きたいなと思います。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）私も江川議員と同じようにちょっと納得していないんですけども、最初にこの資料を見たときと今説明を聞かせていただいた考え方については理解できたんですけど、その説明を聞か

せていただいて。基準財政需要額というものが一応交付されている額というところでそのパーセントを出したというところで、そういったところの説明で理解はできたんですけども、あと消防需要額割ですか、熊取町がそれが11.8613%というふうになっています。火災や救急、熊取町は何か少なかったように聞いているんですけども、5年間の実動数ではないわけなんですか。

議長（矢野正憲君）白川危機管理課長。

危機管理課長（白川文昭君）件数で申しますと、火災の熊取町内での出動件数は、そう多くはございません。ただ、5年間としますと、平成26年度が10件、27年が13件、28年が1件、29年が3件、平成30年が3件、合計30件の出動です。3市3町の構成市町の中では273回の火災出動があった中で熊取町は30回という中で、10.99%が火災出動の件数です。1対1の割合で救急もまぜますので、救急件数につきましては熊取町が26年2,037件、27年が2,010件、28年が2,057件、29年が2,067件、30年が2,207件、合計1万377件、構成市町3市3町では8万1,462件でございます。こちらの割合でいいますと熊取町は12.73%、救急と火災の1対1の割合で合計しますと11.86%というふうになるというところですよ。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）わかりました。細かく実働数から計算してそういう割合が出たというところがわかりましたが、あとメリットという面で、先ほど江川議員も言われていましたけれども、前回消防議会の議員だった文野議員と坂上議員が、熊取町は広域になってから消防活動についての到達時間が遅くなってメリットがないところを何か報告いただいたかと思うんです。そういったこととか、そしてあと、5年間の実績というので、高機能消防指令センターとか消防救急無線デジタル化というのは消防組合としての機器の整備というところで全ての3市3町にかかわるものかと思うんですが、署所の建設とか統廃合というところは、これはどこですか。

議長（矢野正憲君）白川危機管理課長。

危機管理課長（白川文昭君）この5年間で、まず署所は、阪南市のスカイタウンの下にあります南西分署が新たに建設されております。それとあと日根野分署、これは空連道の下野口の交差点、岸南線と交わる交差点で新たに建設されております。統廃合といたしましては、その日根野の出張所、もともと日根神社付近にあったものと、それと泉佐野市役所前にあった市場署がまとまって新たな日根野分署ができた。新たな2つができて、当時の日根野出張所と市場署がなくなったというような状況となっております。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）だから、今ご説明いただいたそういった中につきましては、署所の建設について阪南市の施設についてはそうやって新しく整備していただいたから、メリットはありますよね。また泉佐野市におきましても、統廃合することで1カ所なくなったからちょっと救急体制でどうなのかなという感じも思いますが、それがメリットとして挙げるならば、泉佐野市にすればその市役所の前の市有地が結局売却できるから、その分である程度メリットはありますよね。

そんなふうに考えたら、何か今回、計算的には数字的に計算したら熊取町はこういう数字が出たと思うんですが、結局、泉佐野市と熊取町だけが負担金がふえるというところ、何かメリットが全然今まで5年間もなかったのに、また負担金だけふえるのかというふうには、ぱっと見た感じではそんなふうにはちょっとこの資料を見て感じたんです。その辺はどのように捉えたらいいんですか。

議長（矢野正憲君）白川危機管理課長。

危機管理課長（白川文昭君）確かにデメリットというのもあったと思う部分はありますが、メリットとしては確実にあります。これまで救急車を少ない数で運用していたものが、一元化されたことで広域からの応援部隊というのが確実に参っております。事例で言いますと、日根野分署が野口の交差点に来たことで、岸南線沿いのおうちにしましてはあちらのほうから走ってくるほうが到達時間ははるかに早いですし、外環状線沿いの上瓦屋出張所から救急出動、火災出動するケースも多々存

在しておりますので、広域によるメリットというのは確実に生じているのと、デジタル高機能指令センターを設けたことで一元化した対応ができる。これまで単独消防では連絡調整に時間を要していた部分につきましては、早くなってきたというところでございます。

それと1点、到達時間が遅くなったというデメリットの中の一つの要因につきましては、当時、これは江川議員からの質問もあったかと思いますが、平成15年の消防白書と比べられたときに、あのころと比べると熊取町の市街化区域の拡大というのが相当量は遠いところまでカバーしに行く必要があるという部分と、それとあと電話での対応、消防・救急出動が以前、社会現象というか、無駄な救急出動が多いということもある中で、電話での聞き取りを長く保つという中で数字的には長くなってきたという実情もでございます。ですので、それだけで統合したから長くなったというのではなく、ほかの要因でも長くなってきた要因もございまして、それから、一元化することによって速やかに近い署からの配置、数多くの消防・救急車、多重事故等での救急出動になった場合は速やかに他の市町からの応援でカバーできるという現状も生じてございますので、そういう広域化のメリットというのはございます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 広域化については、別に反対するものじゃないんです、今。でも、広域化の中で負担割合を見たときに熊取町にはメリットがあるのかというところをちょっと感じたわけなんですけれども、施設整備等そういったものについて、熊取町は直接何も広域化の中で整備していただいたとかいうものもないですし、具体的に見たときに、何でその中で負担だけまた今回、これから一応3年間の緩和措置はありますけれども、最初は3分の1、3分の2で上がって3年間、結局3,400万円上がるんですね、負担金が。何かもう少し、人口割とか先ほどおっしゃっていましたが、均等割とか言うんじゃないかと人口割とか入れたらもう少し負担が減るとか、そんなものないですか。何かこう……。

議長（矢野正憲君） 白川危機管理課長。

危機管理課長（白川文昭君） 人口割の数値も手元に持っておりますので、それについてもご説明をさせていただきます。

人口割につきましては、27年度の国勢調査数値で各3市3町の割合を出しますと、熊取町は4万4,435人で15.5112%で、熊取町は現状よりは高い率になるという状況です。これらの議員おっしゃるパーセンテージについては、いろんなパーセンテージでシミュレーションをさせていただいて組合の中でも協議はさせていただきましたが、人口割につきましては、またこれはこれで相当上がるというところですので、この数値は適用せずに消防需要額割等々の適用となったものでございます。以上です。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） じゃ、一応いろいろ計算してこの割になったというところなんですけど、全体的に見て、やっぱり熊取町はふえる。泉佐野市はふえても仕方がないかなと思うんですけども、熊取町だけがふえるんで、今後、もっと熊取町の消防施設の整備等を負担がふえる分何か、やっぱり町民の税を使っての組合費の負担割合ですので、熊取町にもう少し還元できるようなことを提案するなり、消防としてちょっと考えていっていただきたいなと。阪南市はそうやって施設整備しましたよね。泉佐野市もそうやって統廃合して立派な施設、また消防をつくって、市有地を売却してと考えていますね。熊取町もやっぱりそうやって何か整備等、町民にとっていい施設整備や何か考えて、負担がふえた分こういったメリットがありますよというものがないと、やっぱり私たちは説明できないかなというふうに思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

議長（矢野正憲君） 白川危機管理課長。

危機管理課長（白川文昭君） おっしゃるとおりで、何か新しい署が建てばいいんですけども、またそこはそこで総額が上がってくるという議論がございまして、今度、この負担率につきましては一

定、適正な数字というふうに我々のほうも考えてございます。この率をもって総額の議論を進め、署所のさらなる統廃合、効率のいい消防運営について協議に努めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）消防組合につきましては、私も消防団をやっているんで、熊取町は山があるんで、もし山火事とかがあった場合は非常に大事なことだと思います。それでええことで賛成と思います。

先ほどの関連なんですけれども、熊取署なんですけれども消防自動車を購入したと思うんです、ここ最近。あれは町が負担ですか、その組合が負担するんですか。本署の消防車。

議長（矢野正憲君）白川危機管理課長。

危機管理課長（白川文昭君）広域消防組合で買う車両につきましては、もちろん組合費、組合の負担となつてございます。

（「今動いているやつですよ」の声あり）

危機管理課長（白川文昭君）はい。組合の負担です。組合の負担で、負担金をみんなで先ほどのように割るといふような形の考えです。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）その関連で、先ほど話に出ました日根野分署の母山のところに、そこに熊取町の消防車を置いていたんですけれども、それは何でなんですか。

議長（矢野正憲君）白川危機管理課長。

危機管理課長（白川文昭君）熊取署、当時24年までの車両については、一旦組合化した際に組合の所有物となっております。その中でそれぞれ各署に配置しているというような状態です。ですので、熊取署当時からあったものが熊取町に全てあるのではなくて、車両の入れかえ等はしております。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）先ほどもちょっと話に出ましたが、泉佐野市の市役所の前にあった消防署を解体しました。その土地は泉佐野市の土地になるんですか。

議長（矢野正憲君）白川危機管理課長。

危機管理課長（白川文昭君）土地については無償借地という形で消防組合にお貸ししていたというもので、建物を解体した後は泉佐野市の所有物として返却されるというようなところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）わかりました。ありがとうございます。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）いろいろ議員から意見が出て、直近、ことしの4月まで坂上昌史議員と私が熊取町の定数の2名ということで行かせていただいていた。その意味で、5年たったから見直しますよというまさにその時期に、特にこの2年間のうちの後半については、きょう説明いただいた熊取町の理事者側のご苦労とかそういった点も、数字も見させていただきながら、議員として議会に臨む2人でいろいろ話を聞きながら、それなりの対応を熊取町として広域化についてちゃんと議会として機能を果たせるように、意見等申し述べてきました。

そういう意味で、今回の到達点、これは私自身はよく頑張ったなと思うんです。金額に紛らわされんと、負担割合というか、100を3市3町で割っていくパーセンテージ、もう言うたら、うちは阪南市とちょっとしか変われへんような町ですから、数字的には町の中では突出しているし、しかし、この間のやはりそれぞれの思惑で広域化という中で、メリットは住民の方には確かにあります、もうこれは議員全部わかる話やと思います。ただ、それを運営するためのそれぞれの3市3町の住

民の方々の税金をどう投入していくかと、こういうことが、理事者側もそうですし、消防議会に出ている議会としてもそのチェックをせないかんという任務があったと思うんです。

一つは、理事者側のきょうは細かい数字、もっと細かい数字をお持ちやと思いますが、ここへ12月に上程しようという話を出してくるまでの状況を2年間思い出してみますと、やはり首長会議の中でも、例えば熊取町が1であとは5が一緒になる、ある数値を使おうと思ったら、泉佐野市と熊取町がタッグを組んで、あとの4と知恵を絞り合うとかいうような形も聞いています。こういった状況で、今回いろんな数字の組み合わせやそれぞれの議会を通さないかんわけですから、そういう意味合いで、ちゃんとした理論のもとできょうこういう形で出てきていると思うんです。

そういう中では、もっと1年ぐらい前に状況を聞いていた中からすれば、事務局サイドというのはよく頑張ってくれているなというふうな数字なんです。これは率直に議員の皆さんにもお伝えしなければいけないと思っています。

要は、総枠を抑えないかんのですよ。例えば、2ページで本町の負担割合の推移で、29年と30年ですごく数字が変わっていますよね。これは何の原因があったかというのは、きょうも白川危機管理課長のほうからあったように、退職者が16名おったんやと、一時的な部分があった。それが今回の令和元年では5億1,000万円、こういう形の部分になっている。要は、やはり我々、町の予算や決算を承認したり可決するのも議会の権能なんですけれども、やはり消防組合の議会自体がそれぞれ2年任期とか1年任期で、3市3町で市は3名で町は2名で出てきていますけれども、正味な話、消防議会として予算、決算、それを可決するだけの議会としての本来の機能があったのかどうかということを考えてみると、僕は、熊取町の議会の中でいろいろ経験させていただいたことからすれば、非常に大昔の議会を見ているような形なんです。ほぼ発言されません。

ですから、もっと備品であるとかいろいろ出ていましたけれども、それに対する予算、こんなのを買いました、そこへいくまでの資料の提供であるとか、本来それがほんまに正しい価格で、業者の言いなりになっていないのかとかそういうようなことの、これは熊取町の一般会計や決算の中ではそれぞれ委員会の中でそういう話は出ますけれども、消防議会の中ではほんまにそういう発言をされる議員がいないんです。特にこの2年間は、坂上昌史議員は議運にも出ていただいて、2人で最後、もう任期が終わる中で発言させていただいたことは覚えているんですけども、首長の中でも市長はトップというか、それを3市で持ち回りなんです。町は副の立場で3町で持ち回りなんです。

ちょうど去年というのか、我々任期の最後の議会等でも、そのときは阪南市長が理事者のトップでしたので、その方にご意見を申し上げて答弁をいただいたんです。それは何を言ったかといえば、議事録にも載っているんですけども、やはり5年に見直しがあるから、次は非常に大事な年ですと。今までは、先ほど意見がありましたように、広いりんくうという大阪の南のほうの泉州南ですから、岬町や阪南市というのは人も少ないですけども、そういう意味では消防署もないというようなことで、面整備を多くしてきたんやと、そういうような説明でずっと予算というのは決めてきました。これはいたし方ないなと。しかし、5年たって一つの泉州南としての柱ができれば、次はやはり本当の意味でこれが要る、あれが要るということが、消防事務当局が、今、熊取町で言えば理事者側がこんな要るから議会を通してくださいというような形じゃなくて、限られた予算がある中で優先順位をこうしましょうかということが議会と我々熊取町ではやりとりできますよね。ところが、消防組合のほうの議会は、そういうことがこの5年間本当になかったというふうに思うんです。

ですから、今後、今回この枠組みが5年たったら見直しましょうという1回目、僕は先ほど冒頭申し上げましたように、よく数字的に頑張ってくれたと思います。その数字を、それなら熊取町が負担がふえるというのを減らそうと思ったら、本体の無駄なところを削っていったりどれを優先順位でしていくかということをして本来与えられた議会の中でやらないかんのです。

ですから、我々今度は二見副議長と河合議員のほうにバトンタッチしましたけれども、我々もや

っぱり議会として出させていただいている上は、もう本当にあつという間に終わる本会議もありました。ですから、そういうことではなくて、やはりそれぞれの議員が出ている、同じそれは岬町やったら岬町、田尻町やったら田尻町のために言うていくということが本筋やと思うんやけれども、消防のことやから広域やからもうこれでしやあないわというような形で議員が出ていたら、それこそ膨れ上がる一方です。

そういう意味で、今回5年がたって見直しのルールができた限りは、今度は熊取町としたら負担がどんどん減ってくるように、今回、元年がこの金額やったら令和2年がもっと減るような形の予算を組ませていって、必要などころに必要なものを投入していくということをチェックする、議会が通るかなということをお悩むぐらいの、消防事務局のほうが本当に身を削った中でこういう形が出てきたんやなどという形を出てくるような議会が、よく両輪と言います。そやけど消防組合に限って言えば、両輪にも何にもなっていません。大きな車輪と補助車みたいなものなんです。言い過ぎかも知れません。これは自戒も含めてです。

そういう意味合いからすれば、やはりこういう形で僕自身2年間の経験を踏まえて、今の実態はこうなんで、ぜひ、議会人として、今回この形で各市町村でこういう形で行われていると思います。だから、熊取町みたいに今、議員全員協議会の中でけんけんがくがくと質問なり意見なり出る状況が各市町村にあるか、これもわかりません。でも、やはり熊取町としては、こういった中でこの数字を確認した上で全体をスリム化していく、そして町負担を減らしていく、こういう形をぜひ理解してほしいなど。これはちょっと余計なことを言うた面もありますけれども、2年間行かせていただいた感想も含めて、他の議員の皆さん方にもお願いをしたいというふうに思います。

すみません。以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）消防議会の様子がよくわかって、次の12月議会に上程されて審議されるのにちょうどいい意見を聞かせてもらったなと思いました。

ちょっと確認のためにもう一度聞きたい部分があるんです。消防需要額割というので先ほど5年間の推移を言ってもらったんですけども、何か最初のほうの10件、13件というのがちょっと気になって、その後1、3、3と全部で30件と聞こえたんです。10件、13件というたら、その年はそんなに火災が多かったんでしょうか。ちょっとそこもう一度聞きたいなと思いました。

議長（矢野正憲君）白川危機管理課長。

危機管理課長（白川文昭君）すみません、場所とかにつきましてはちょっと確認はしておらないんですけども、消防の出動記録によりますと、熊取町で年度によって変動はございます。一応26年は10件、27年は13件、28年度以降は先ほどの1桁台となった数字というふうな形で聞いてございます。各市町も全て同じ考え方で集計はしております。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

ちょっと夫婦げんかやとか、そんなので通報したという事例もたしか昔には聞いたようなこともあります。火災については必ず来てもらわんと困るんですが、救急についてはこういう高齢化社会なのでどんどん数がふえてくる中で、こういった計算によって泉州南地域の中の抑制がかからないかなという不安は少し感じました。この数字を上げないがために救急を呼ばないような、そんなことはないと思うんですけども、ちょっとその辺が感じられたので、一言だけ意見として言わせてもらいます。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）すみません。ちょっと確認なんですけれども、2ページの5番のところの規約変更案につきまして、第16条第2項変更の2番のところ、負担割合については基準財政需要額割、消防需要額割、そして均等割とあるその中で、割合については各市町の長のトップの協議によって別

に定めると書いてあるんです。これは今、6番のところの基準財政需要額は60%、消防需要額割は27%、均等割は13%という、その数字はトップが決めたというところなんですか。

議長（矢野正憲君）白川危機管理課長。

危機管理課長（白川文昭君）そうです。60%、27%、13%、先ほどから平成28年9月に設置しました協議で各市町がいろんな意見を持ち寄った中で、このパーセンテージを定めたというものでございます。これらは、また改めて別で定めていくと。60・27・13の考え方には変更はございません。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）わかりました。別に定めるといのは、別といのはどこに定めるんですか。

議長（矢野正憲君）白川危機管理課長。

危機管理課長（白川文昭君）これは、協議するという形で議会の承認をいただいた後に、この割合をもって改めて各市町の首長間で協定書をまかせていただくというような形でさせていただき予定としてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）わかりました。協定書というところで定まるということですね。そしたら、もうこれで協定を結んでずっといくということなんです、そしたら、その割合というのはどういうふうに、ちょっと町長に教えていただきたいんです。こういう割合になったというのはいったいなんですか。うちとすれば、町とすればこれはいいんですか、この割合、60・27・13というのが。

（「町長が答える前に、同じ関連なんで質問させてほしいんです」の声あり）

10番（渡辺豊子君）そうですか。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）これ、いろいろ苦勞して決めたというような感じなんですけれども、この割合を決めたのが、やはりこれは一番金を使いそうところが先頭をとったように思うんです。まず、何でかという、基準財政需要額が大体これ人口割に近い比率になっていますよね。そして、大事なのは消防需要額ですわ。これは、熊取町は11ですけど泉佐野市は37なんです。だから、それだけ泉佐野市が消防の利用率が高い。だから、これをほかのことも含めて消防需要割にしたら、泉佐野市はもっと出さなあかんわけです。だけど、これぐらいでおさまろうかと。熊取町は少ないのに、泉佐野市がいいと言ったから、これで泣く泣く、結構調整をとるためにこの割合でいこうかというところが強いと思うんですよ。本当は、本来ならそういうことを含めていろいろ議論して、基準財政とその半分で消防需要割でやっていますけれども、都市化とかいろんな災害の発生リスクとか考えたら泉佐野市が物すごく大きいはずなんですよね。それを各地区が、阪南市とかいうような非常に山とか田んぼが多いようなところと一緒にこれをやろうとして、この割合を今後新たな負担割合で今これやっていますけれど、これはぜひとも見直さなあかんと思うんですよ。この60・27というので実際に恩恵を受けているのは泉佐野市なんですよ、一番ね。

将来どういうリスクがあるかわかりませんが、そういうことを含めて、基準財政と消防需要割をここに落ちつけたのは、大体長年議論してきたからしょうがないということになってきているんだと思うんですが、ここでやっぱり泉佐野市に押し切られてはいかんと思うんです。一番恩恵を受けているところはやっぱりそれだけの受益者負担でやらなあかん。熊取町はそんなに恩恵を受けていない。それから、いろんな施設の面でも恩恵を受けていない。だからそこは頑張らなあかんと思うんですが、今ここまで煮詰まってきたので、ここでひっくり返すというのは大変だと思うんですけれども、基準の設定自体を基準財政需要額と消防需要額割と、この辺は3年ごとに見直すとか、そういうことを少なくともやっていかないと、このまま、リスクの高いまちが余り納めんでいいのかというところがありますよね。やっぱりそのまちのリスクによって受益者負担はやらなあかんと思うんですけれども、人口割とかそういう面でいったら熊取町はそれだけ納めなくてもいいは

ずなんです。人口割はこの比率ですけれども、将来のリスクを考慮するということから、新たな負担割合はこれは完全に泉佐野市に押し切られた割合だと思うんです。そういうところで熊取町は泣く泣く負担金をたくさん出さなあかんというの、渡辺議員の心配もそういうところに連結していると思うんで、やっぱり頑張れないんですよ。文野議員が言われたように、いろいろの中で熊取町だけが非常に反対やったけれども、ここへ来たということも聞いています。

そういうところで、やっぱり次の決定においては負担割合の見直しというのはやるべきということは条項に入れて、泉州南消防組合の中でそういう、全員がもう少し……。損をしているのは熊取町だけやからそうなるのかもわからないですね、はっきり言って。ほかは損していないから、それで泉佐野市はこれでいっているから、だからしょうがない、熊取町だけが実際は泣き寝入りに近いところがあると思うんで、その辺を踏まえて、この後、そういう渡辺議員が今質問されましたけれど、町長どう考えていくのというのは、それにお答えいただければ。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）今回の負担金の見直しでございますが、先ほどの資料の中にもございましたとおり、あり方会議、幹事会、その下の分科会ということで、2年以上かけて審議してきたところでございます。その中では各市町からいろんな案が提出されました。具体的に申し上げますと、6市町のうちの3市町が全て基準需要額割でやってくれというようなご意見がございました。そうすると本町の場合は8,600万円の増ということで、こんな額は到底受け入れられないということで、いろいろと理事も課長も知恵を出して需要額割というのを見つけてきて、これ、いわゆる応益割です。議員おっしゃるように、今回の組合ができてどれだけ受益を受けたかと、これを純粋に割ってくれたらええんやということで主張はしてきました。これもう1年以上主張してきました。

ただ、大半はやっぱり基準需要額割は何らかの形で入れないかと、これが基本やと。確かに、全国的に見ると7割のところは必ずこれを入れてあります。そのご意見等も、熊取町としてはやっぱりそれも受け入れるべきやろうと。そのかわり、うちの意見も受け入れてくれということで、どこかで折り合いをつける必要がございました。その中で出てきたのが60・27・13であったというところでございます。これは一定ご理解いただきたいというように考えております。

ただ、今後、当然負担額が上がったわけですから、熊取町が主張する発言力というか、そういったものも上がったわけです。しっかりと、文野議員がおっしゃいましたように、全体経費を下げてくれというのもどんどん言っていきたいと思っておりますし、建設費も熊取町に住民の皆様方が目に見えるような形で充実してほしいということも申し入れていきたいと思っております。そのときには議員の皆様方のお力も当然おかりしたいと思っておりますし、よろしく願いいたします。

それで、今後の負担金の割合の見直しですけれども、今提案されているのは、3年間で徐々に上げていきたいと思います。3年後には今の決定した14.何がしのパーセントとでいきますということになってはおるんですけれども、当然、そこを目指して私どももいろいろと勉強させてもらいたいと思っております。当然、需要額を今度の見直しときにはもっと上げるべきではないかというような考えもあります。当然です。応益分を支払えばいいわけですから。今は60・27になりますけれども、次の見直しときにはしっかりとまた主張していきたいと思っております。その前段ではまたいろいろと議員の皆様方に、今回、どこで折り合いつかかわからない、どこがどうなるかわからないので、なかなか議員の皆様方に情報提供できなかったというのが本当のところなんです。次の3年後、4年後になるときは皆様方にはしっかりと情報提供していきたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いします。

以上です。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ちょっと教えていただきたいんですけど、これ当初、平成25年に泉州南消防組合というのを立ち上げて、当時4億1,600万円ということで、いろいろ検証した結果、広域にしたほうが非常に安くつくというか、いろんな面で得だよということではまったかと思うんです。最終

的に今回も負担の割合が0.8%ですか、上がって、およそ3,400万円ぐらい負担金額、シミュレーションで上がりますよと。5億5,000万円ほどになって、当初に比べると1億5,000万円ぐらい、25年時と比べると上がっているわけですね。平成25年のときにやろうとしたときにどれくらい、言ったらこれどんどんふえていっているわけで、どこまでいったら実はやらないほうがよかったとか、そういう最初のスタート時点に戻って、当初予定していたよりも実は広域になったほうが多くかかっていくんじゃないのか、ほかの他市とも比べて熊取町が今ちょっと巻き添えをくらっているというようないろんな発言もありますけれども、当初のこれを広域にしようとしたときの分と比べて、実際に今後どこまでいったらストップをかけるというか見直すという、最初と比べての検証というのはどういうものなんでしょうか。

議長（矢野正憲君） 東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君） まず、25年から30年まで上がってきているんですけども、特に30年度は、先ほどの退職の人数で一人当たり多分2,000万円以上の費用がかかっていますので、そういうもので年度的に上がっている分もありますし、あともう一つは、24年までは、整備して例えば借金した、起債した分の償還というのは、各市町で実は払っているような状況です。25年度以降に買った消防自動車で借りた分とか新しく施設整備で借りた分というのは、全て消防費の中に入ってきていますので、ほかが変わらなくてもそれだけでもふえていきます。

ただ、そういうのを差しおいても実際は上がっているというところでききますと、やはり人の関係で、あと人件費で上がっている分とか、いわゆる人勸があればその分だけでも上がりますということで、何か広域化したからすごく上がった部分というよりも、そういう制度的なものとか、あと、もともと単独消防であれば議会の費用も消防費にも乗っていませんし、財政という部門も要りませんし、契約検査の部門も要らない。あと、会計的な業務も全部消防本部でしなければならぬので、そういうものも積み重なっていけば、これはもう広域化の組合にすればセットで入ってくる話になります。

単純に全てが何か無駄に使っているというんじゃなくて、組合がすることについて自動的にふえる部分とかもありますので、ただ、そういう面に関しても、自分たちはそれでもやっぱり上がっていることに対しては、先ほど来からの総額抑制でまず落としていきたいという部分で今後も意見を言っていきたいところはあるんですけども、翻って、さかのぼってここまでいったら広域化は総括してどうやったというところの議論には、まだそういう程度までには至っていないのかなというのが正直なところです。

一つには、広域化というのは当然、小さな自治体で消防を持ち続けていくというのは実際に非常に厳しい面がありまして、24時間体制でシフトを組まなあかんというところでいくと、大きな組織の中で運用することが一番コスト的にはかからんのが、これはもう基本やと思うんです。ただ、今回は負担金の割り振りでこういうお話になっていると思うんですけども、いわゆる比較的3市3町の中で町が3つあるということで小規模自治体がある中で、特に24年度までやったら岬町と阪南市は独自で一組を組んでいたぐらいですので、やはり大きい組織にして消防力を上げて災害対応、救急対応、消防対応に充実を図ること自体は、今後もほかの市町も検討しているところもあります。このエリアで広域化したことが、さかのぼって、いやこれは間違いであったということは基本的にはないのかなというところをまずお伝えしたかったのが一つ。

あと、それ以外にも、私どもで予算の関係でいうと毎年調整する機会がありますので、今これ買わなあかんのとか、そういうことは一つ一つ、特に大きな車両を買うとか、施設の関係でことしこんなのあるねんと、これはあと1年延ばすことはできやんのかとか、そういう話はその都度やっておりますので、基本的に無駄がないような形で一番効率化を高めていくという形で、今後も行政としては広域行政と向き合っていく必要があるかなというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君） 浦川議員。

3番（浦川佳浩君）そうすると、これが5億5,000万円、6億円になっても広域でこのまま進めたほうがいいのかというのは、当初の今現段階ではもう予定どおりというか、想定どおりで進んでいると、そういうような認識なんですね。

議長（矢野正憲君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）先ほど申しました例えば公債費で別で入れられている部分についても、一定、あと数年間は上がっていく分はあると思いますけれども、それ以降はもう繰り返しになりますし、車両は古くなったら買い替えるということでの繰り返しになりますので、これが仮に今回負担割合が変わったとしても、全体経費自体は大きくふえていくことは基本的にはないのかなというふうに組合側とも確認しております。

そういう中で、ただ、今の施設の部分についても実際、古い施設を持つてはるところもありますので、次はそういうところの更新となったときに、その規模が妥当なのかとか、そういうところでいわゆる効率化を図っていったら全体経費を落としていくというような、そんな形になろうかなと思います。

今、組合化した前の施設がそのまま使える分がありますので、それを今すぐ壊してとかという話も当然無駄な話になりますので、基本的には長いスパンの中で施設がやり直される中で、規模の適正化、人の配置の適正化をさらに進めていくというところで費用がもし上がっていく部分があるということであれば、それを抑えていくというような手法になってこようかなというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）中尾副町長。

副町長（中尾清彦君）浦川議員お尋ねの件なんですけれども、25年の設立当時は、そういう5年先、あるいは10年という長期的なそういう財政的なものは持っていなかったと思います。ここへ来てあり方会議等でいろんな議論が進む中で、財政問題についても総枠抑制という点から集中的に話が出てきたわけなんですけれども、30年の途中に組合のほうで消防経営戦略プランというのをつくっております。その中で、いわゆるこれは行革プランなんですけれども、そういう中でおおむね35年まで、35年というのは令和5年までの計画でのトータルの組合の経費がどの程度になるかということ、経費を抑制するというところで見通しを立てております。

そういったところを見てみますと、私が持っている資料は完成品ではないかもしれませんが、今の右肩上がりの部分が5年先までずっと上がっていくというふうな内容にはなっておりません。25年のベースまでは戻りませんが、その直後ぐらいのベース、今よりはかなり落ちるぐらいの額で見込んでおるといふところがございます。実際にこのようにいくかどうかわかりませんが、そういうふうな見通しがございますので、どんどんふえていくということはないし、見通しとしても持っておらないということでございます。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

藤原町長。

町長（藤原敏司君）いろいろとご意見をいただいた中で、本当に今の泉州南消防組合の内情がおわかり願えたかなというふうに思います。私もこの間、組合議会の状況、また、これらについて内部でのいろいろな協議、検討があったわけなんですけれども、その中で振り返って考えてみますと、この消防組合に参加することの課題というのか問題点、そういったいろいろな課題が皆さん方に公開されていたかなというふうなことが一番思い起こされるんです。情報のない中で、一方的に熱いうなされて広域行政に走ったのではないかなというふうなこともうわさ話としては入ってきたのが、これは本当じゃなかったのかなと。改めて、消防組合に加入したときの熊取町のメリット、デメリット、それが議会の皆さん方とどこまでやりとりできたのかなというのが思い起こされるわけなんです。

その中で、60・23・17というふうな数字に落ちついたということではあるんですけども、私的には納得していない中でこれはもう妥協です。重光議員が言われたように、これはもう押し切られたというふうな感じがございます。その中で内部で協議する途中でも、消防組合からもう脱退しようかというふうな意見を僕も出しましたし、理事者もそれでええん違いますかというふうな話も出ましたけれども、一旦入った中でそれが簡単にできるかどうか、熊取町の信頼というものが失われるんじゃないかなという、議論していない中で組合に加入したというふうなことが世間に知れ渡ると、これは本当に熊取町行政の信頼が失われるというふうなことも重々考えられるということで、こういう数字をのまざるを得んというのか、そんな状況です。

これは、他市町村のそういった評価をするわけではないですけども、熊取町の行政の効率化から言えば本当に手ぬるいんです。その中に入って熊取町が今まで以上のようなものを求めるとなると、相当のエネルギーが要ります。これはもう皆さん方もお聞きやと思いますけれども、効率性が悪い。だから、本来であれば入る必要はなかったと私は今でも思っていますけれども、そんな状況がある中で消防組合に入りましたので、これはもう、私は広域行政に反対するものではありませんけれども、入るときの議会の皆さん方との協議、情報分析が足らなかったのではないかなと、もうそれが残念でなりません。そういう思いの中で、皆さん方と情報を共有しながら進めていかないかんとというのが、この協議を内部でやっている中で感じた大きなことだったと思います。

広域行政には反対ではありません。進めないかんとお思いますけれども、皆さん方との協議を全面公開する中で広域行政参入というふうなことで進めていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）以上で質疑を終わります。

これをもって、案件1、泉州南消防組合規約の変更に関する協議についての件を終了いたします。

議長（矢野正憲君）次に、案件2、会計年度任用職員制度についての件を説明願います。道端人事課長。人事課長（道端秀明君）それでは、会計年度任用職員制度につきましてご説明いたします。

お手元の1枚物の資料のほうをごらんください。

本町の非常勤職員である嘱託員と臨時職員の2種類ございますが、これらにつきましてはいずれも令和2年度からは会計年度任用職員へ移行することとなり、さきの9月議会におきまして給与条例のご可決をいただいた後、制度の詳細を詰めてまいりました。そして今回、制度の詳細の大筋が固まりましたので、議員の皆様にご説明させていただくものでございます。

冒頭、まず会計年度任用職員制度への移行に当たりましては、基本的には現在の行政サービスに支障を来すことなくスムーズに移行させるということ、さらに、9月議会でもございましたが、処遇改善といった働き方改革の中で創設された制度でもございますので、現在お仕事で勤務されている非常勤の職員の方に基本的には不利益が生じないようにすること、この2点を念頭に置きまして制度設計を行ったものでございます。

本日ご説明する内容につきましては、先日の議員全員協議会の際の内容と一部重複するところもございますが、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

大きな1番、任用のほうをごらんください。

①任用期間でございますが、こちらは最長で4月1日から翌年3月31日までの1年でございます。

②再度の任用でございますが、これは、今勤務されている方が同じ部署でまた来年も引き続き任用になると、そういうケースでございます。こちらについては、最大2回まで可能としてございます。1回の最長の任用期間が1年でございますので、公募なしでの最長の任用期間は3年ということになります。

続きまして、2番、勤務条件でございますが、①所定労働時間でございます。1日7時間30分以内、週37時間30分以内で運用することとなります。これは、基本的に現在の非常勤職員の皆さんの

最長の勤務時間の方に合わせたものでございます。

次に、②休暇でございますが、正職員、いわゆる私ども常勤職員と同様に、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇が取得できるようになります。

次に、③育児休業、介護休業でございますが、育児休業は、お子さんが1歳、特例で2歳まで取得可能となります。また、介護休業につきましては、これはご両親であつたりお子さんを介護するための休暇制度でございます、最大93日間取得可能となるものでございます。いずれの制度も基本的な国の制度に沿ってさせていただいたもので、この2つの制度は、在職期間が1年以上かつ週3日以上勤務の職員の方に限り対象となるものでございます。

続きまして、3番、給与でございますが、①給与の種類、初任給です。常勤職員、いわゆる正職員と同一の給料表のうち、2級までを用いまして報酬を支給するものでございます。現行で嘱託員の職は2級で、現在と同様に月給または日給といたしまして、現行で臨時職員の職は1級で、現行と同様に時給とするものでございます。

各職種の初任給につきましては、申しわけございませんが裏面の2ページのほうをごらんください。

少し細かな表で申しわけございませんが、この表が各職種の初任給の一覧表（案）でございます。

一番左端に職種ごとの通し番号をつけさせていただいておりますが、上から1番から18番が現行の嘱託員のうち月給の者で、引き続き、来年からも月給で支給するものでございます。

その下、19番と20番が日給の者で、日直と、今回会計年度任用職員に移行することになります消費生活相談員の合わせて2職種でございます。

そしてその下、21番から39番が時給の者で、現在の臨時職員の方になります。

また、上のほうに18番までの部分で職名の後ろに括弧書きで数字が入っているものにつきましては、これは1週間の勤務時間を記載してございます。

続いて、表の金額のご説明をさせていただきます。

左から3列目に現行単価という欄がございますが、これが現在の単価でございます。そして、その右横の欄、会計年度任用職員1年目と書いてあるところの欄の下の左側の新単価の欄が、会計年度任用職員制度が始まる来年度の1年目の単価、いわゆる初任給という形でございます。会計年度任用職員の給料につきましては職員と同じ給料表を使用いたしますので、現行の単価が低くならないように、いわゆる給料表は幾つかあるんですけれども、その直近上位の給料表の給料になるところで設定しております。なお、近隣自治体との単価を比較した結果、単価が低くなっている一部の職種につきましては、今回、単価の引き上げを行ってございます。

そして、新単価の欄の網かけをしている欄の右側の欄の現行単価との差額の欄の金額は、新単価と現行単価の差額を表記してございます。

続いて、その右側の欄、2年目の欄でございますが、会計年度任用職員が1年目と同じ職のまま2年目となれば、給料表の給料1号分を加算した金額となります。

そして、同じように、さらに右側、3年目の欄でございます、3年目となりましたら2年目の給料からさらに1号分を加算した金額となります。そして、4年目以降につきましては3年目の金額で据え置きという形になります。

それでは、表面の1ページにお戻りください。

続いて、3、給与の②再度の任用における初任給加算でございますが、先ほどご説明いたしましたとおり、再度の任用時には職務経験1年につき給料でいうところの1号分の報酬を初任給に加算いたします。最大2年分となる2号まで加算いたします。令和2年4月、来年4月に移行する場合におきましても、嘱託員、臨時職員で勤務されておられました3年分のうち最大2年分を経験分として加算いたします。

次に、③期末手当でございますが、これはボーナスに相当するものでございますが、年2.6月分の支給となり、6月、12月でおのおの1.3月分でございます。期末手当につきましては、その半年

前からの期間分でどれだけそこで在職されていたかというところでもって計算して支給するものですが、令和2年度に限りましては、6月の期末手当が令和2年4月と5月の2カ月間のみの期間と。令和2年度からスタートする制度ですので2カ月分のみの期間となりますので、通常の6カ月分に満たないことから、その分支給率が下がって、令和2年度に限り年間1.69月分ということになります。令和3年度からは通常の2.6月分となるということでございます。

続きまして、対象者の方でございますが、任期6月以上かつ週の勤務時間が15時間30分以上の職員の方が対象となります。

次に、④通勤手当でございますが、常勤職員と同じ基準で支給するものがございます。

次に、4、その他、①兼業でございますが、前回の議員全員協議会の際にもご説明させていただきましたとおり、兼業が可能となり、町への届け出につきましても現時点では不要の予定で考えているところがございます。ただし、当然のことながら、職務中の職務専念義務でございますとか地方公務員としての信用失墜の行為の禁止、こういったものにつきましては当然地方公務員として必要となりますので、服務規程の遵守は必要ということとさせていただきます。

次に、5番、追加必要人件費でございますが、現時点の試算では年間約1億8,000万円であり、これは社会保険料込みで、令和元年度の職員体制の場合の試算でございます。そして、初年度である令和2年度は、ご説明いたしましたとおり、期末手当が通年の2.6月ではなく1.69月となることから、約1億3,000万円の試算でございます。

最後に、6、今後の予定でございますが、本日の議員全員協議会にてご説明をさせていただいた後、12月上旬までの間に、現勤務者の方に任用のルールでありますとか初任給、勤務条件などをお知らせする予定でございます。そして、1月までに現嘱託員を対象といたしました来年度に向けての事前選考を行った後、2月には嘱託員の欠員分でありますとか臨時職員の職を対象とした公募を2月号広報で行う予定でございます。

最後になりますが、本日ご説明させていただきました初任給の案についてですが、近隣自治体の動向を確認しながら検討したものでございまして、今後もその確認は続けてまいります。そのような中で、今後、万一ほかの自治体と本町におきまして本町が著しく単価が低いとかそういったことがございましたら、来年度からの人材確保が困難になることも予測されますので、そのときには金額の変更を行うことも現時点で視野に入れさせていただいているところがございます。今後、そういった理由でもし単価の変更等ございましたら、改めて皆様にお知らせさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、会計年度任用職員制度についてのご説明を終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。河合議員。

11番（河合弘樹君）ちょっとお聞きしたいんですけども、任用期間です。最長は3年とありますけれども、同じ業種で3年間終わって次の業種で1年やりますよね。それが終わった次の年は、また同じ業種はできるんですか、できないんですか。3年間しかできないんですか。

議長（矢野正憲君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）再度の任用が3年というのが、同じ部署で引き続き公募なく、勤務成績がよかったから来年も来てくださいということで、公募もせずに、一応選考というんですか、そういうのがなく更新をするというイメージでございます。ですので、例えば人事課にいる方が来年来てくださいますよと、いやもう私ここは結構ですと、来年、別の課で申し込みたいと思えますというようなことも現実、可能性としてはございます。そういうことについては大丈夫です。

ですので、同じ部署で同じ職で、公募をかけずにそのまま来るというふうなケースが最長3年ということですので、3年たった後、公募をかけたときには引き続きお申し込みいただくことも可能ですし、例えば別の部署のほうがいいということで、別の業種に申し込みいただくことも可能という形になってございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）私も今、河合議員が質問したことと同じ質問をしようと思っていたんですが、今のご説明ですと、公募なしでの最長の任用は3年ということで、その3年終了した後でまた再度公募があって、そこに応募して同じ部署で3年以上働くことも可能であるということですね。その点は理解いたしました。

そういう点は、現在の臨時職員等の制度と比べると変化という点ではどうなんですか。

議長（矢野正憲君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）臨時職員の方につきましては、今現状、最大1年間の任期になってございますので、いずれの方も毎年公募の対象になってございます。ですが、そういった方も今回会計年度任用職員制度に移行することによりまして、同じように今まででしたら毎年公募だったんだけれども、この制度になりましたら成績がよければ引き続きまた来年も、また来年もということで3年間来ることができると。ただ、4年目のときには、もう皆さん同じように公募という形でまた申し込んでくださいねという形になりますので、その辺を申し上げると、臨時職員の方にとっては毎年単年度限りだったのが、頑張って成績さえよければ、その仕事が引き続きあるということがわかっていれば3年間は頑張れるというところで、大きな改善になるのではないかというふうに思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）理解いたしました。そういう点では一定、改善になるのかなとは思いますが、でも、3年経過した場合には改めて応募してそれ以上働くということも可能ではあるということなんですけれども、これまでも、会計年度任用職員制度について以前ご説明があった折に、あの当時はたしか追加必要費用がもうちょっと高かったように思うんです。2億4,000万円でしたか、何かそういう数字が示されていて、細かく精査したらこういう金額になったということなのかもわかりませんが、このことに関連して、以前説明していただいた時点では、国からの財源措置は現時点ではないと、そういう説明は一切ないということだったんですが、その後情報としてはどうなんですか。会計年度任用職員制度を導入することで、例えば基準財政需要額に上乘せがあるとか、何か財源的に国からの補償というのはあるんでしょうか。

議長（矢野正憲君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）そのところにつきましては、まだ現時点、本町の人事担当のほうにもそういった通知のほうが大阪府のほうから来てございません。そういう状況でございますので、今週の火曜日だったと思います。大阪府のほうに引き続き確認いたしましたところ、大阪府のほうでも具体的な数字というのがまだ国からおりてきていないというふうなところでございますが、ただ、聞き及んでいるところでは、総務省のほうが財務省のほうと一生懸命交渉をやっていただいているということが情報として入っております。ですので、本町のほうでは引き続きこのような形で確認を続けるとともに、要望のほうはしっかりとやっていってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）地方財政対策とすれば財政課のほうに当然情報としてはおりてくるんですけれども、例年、12月の後半なんですけれども、昨年の実績では12月12日に次年度の地方財政対策のポイントと概要というのは毎年そこでやっとな示されるようなタイミングになります。これが報道提供された段階で総務省のホームページに掲載するので、私たちもそのあたりはずっとホームページを見ながら、ああ上がったなという感じで出てくるんですけれども、やはりポイントと概要だけですので、全体的なそういう大きな話は出ても、個別市町村にどういう形のどう措置がされるかというのはやっぱり年が明けてから、詳細な分析にかけるとなれば実際に算定が終わって一定の解説が出てからという形になるのが毎年の話となります。現状の状況ということでご報告させて

いただきます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 育児休暇が2年間とれる、可能と書いてあるんですけども、そうした場合に、年度が変わるときにこの人がもう一遍やりたいという意図があっても、その人がどういう人だったというのがはっきりと認識できないとかと、そういうふうな状態というのは生まれてこないかなというのを少し思うんです。どうぞ来てくださいますかと言えるかどうかという問題ですよ。

それと、産休というのはどうなんですか。育休は書いてあって産休は書いていないんですけども。

議長（矢野正憲君） 道端人事課長。

人事課長（道端秀明君） まず、特例で2歳というふうなケースというのがございますが、基本は国の制度に沿って1年でございます。ただ、保育所に入所できないでありますとかそういった事情がありましたら、特別に2歳まで認めることができるというところがございますが、育児休業をとっているから1年目から2年目に差しかかるときに、いやもう結構ですということが起こるのではないかと、そういうご質問だと思いますけれども、本町のほうでは、基本的に育児休業をとっているという理由だけで更新を拒否するというふうなことについては、現在でも嘱託員制度がございます。育児休業をとられている方も若干名いらっしゃいます。基本的には、育児休業をとっているという理由だけで、それは勤務の成績とは関係ございませんので、それだけの理由で更新をとめるというようなことについては、そのような運用はしてございません。

ただ、その方が育児休業をとられるよりも前の段階で、やはり仕事面で幾つも問題があったりとかしておれば、それでもって任用期間の満了ということがございます。ただ、育児休業を理由にして更新を拒否するというふうなことというのは、基本的なところでは余り発生しないのかなと。ただ、確実なお約束というのはちょっとなかなか難しい面がありますけれども、基本的には育児休業をとっているから拒否するのはだめだと、そういうふうな形でお話もさせていただいているところでございます。

そして、産休の制度でございますが、特別休暇の一部として位置づけてございますので、これはもう法的に付与する義務がございます。しっかりと付与対象ということでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 産休とかをとられていらっしゃる方、育休をとられている方、これは時間給とかなので、月で給料が決まっている場合と時間給の場合とは全然違うということになってくるということですよ。

議長（矢野正憲君） 道端人事課長。

人事課長（道端秀明君） 育児休業の期間中は給料が無給という形で、出ないということになります。ただ、雇用保険に入られている方はハローワークのほうに行ってくださいと、一定、給料の6割から7割ぐらいがいただけるという制度になります。ですので、月給の方であれば6割、7割ぐらい、時給の方でありましたら一月大体これぐらいもらえるねという平均額を出して、その6割、7割というふうな形の支給になりますので、月給の方も時給の方も、そのお給料の形態によって差が出るということにはございません。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） ほかに質疑はありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君） 期末手当ですけども、先ほど令和2年度とそれ以降の違いというのは教えていただいたんです。2ページ目の裏側にある各職種の月給制のところはよくわかるんですけども、時間給で支払う勤務される方の出し方というんですか、そのあたり、非常に細かい出し方になるのかなというような気がするんです。それはそういう理解でよろしいんですか。

議長（矢野正憲君） 道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）時給の方の場合でございますと、直近6カ月に支払った給料の平均額を出すということで条例のほうでご可決いただいております。ですので、毎月10万円とか12万円、9万円、7万円といろいろ差はあるかと思えますけれども、直前6カ月の平均額を出して、それに2.6を掛けるというふうな形になってございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）その他のところの兼業なんですけれど、これは、裏側にある全ての職種に対して兼業が可能という意味ですか。

議長（矢野正憲君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）おっしゃるとおり、こちらで記載している部分については、全て同じ兼業が可能という形になります。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。重光議員。

8番（重光俊則君）休暇なんですけれども、年次有給休暇は幾らとることができるのでしょうか。

議長（矢野正憲君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）年次有給休暇につきましては、労基法上最大10日ということで決まっておりますので、法に即して10日間付与という形になります。

ちょっと補足でございますが、同じ方が2年目、3年目、4年目となりますと、一応法律上ではさらに1日、さらに2日ということでふえてまいります。法律上では最大20日までという、繰り返し熊取町に来ていただける方については20日間まで取得可能ということになります。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）時給の方についての有給の数え方というのはどうなるのでしょうか。

議長（矢野正憲君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）時給の方でございますけれども、お雇いするときに週5日来てくださいとか週4日とかいう形で条件を決めてございますので、週5日の方であれば10日間、週4日の方であればもう少しちょっと少ないという形で、週の所定勤務時間に週の勤務日、そしてシフトで勤務される方については年間の日数によって、日数のほうを算出するという形でございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。河合議員。

11番（河合弘樹君）公募して採用の仕方なんですけれども、どういった感じなんですか。

議長（矢野正憲君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）基本的には現在と同じような形で、基本は面接、そして、例えば実技が必要な、事務の方ですとパソコンが必要な場合はパソコン試験というふうな形の、今行わせていただいているやり方を基本としてやっていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）国のほうの財源がはっきりしない中で、これが実現されるとすごく働く人にとってはいいと思うんですけれども、これ、みんな全国足並みそろってやるんですよね。

議長（矢野正憲君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）こちらは法律の改正によってされるものでございますので、全自治体足並みをそろえてございます。ですので、各団体の人事担当ともお話しするんですが、物すごい費用がかかるんだということで、各団体ともに今ちょっと財源の捻出という点ではすごく頭を悩ませているというようなお話をよく聞くところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。これをもって、案件2、会計年度任用職員制度についての件を終了いたします。

議長（矢野正憲君）次に、案件3、今後のまちなか公園のあり方についての件を説明願います。庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）それでは、今後のまちなか公園のあり方についてということでご説明申し上げます。

まことに申しわけございません。説明の前に、1カ所すみません、修正のほうをお願いいたします。

資料の1ページ目、下から6行目の制定する条例名についてでございますが、今お手元にお配りさせていただいています資料では「都市計画法に基づく開発行為に伴い設置が必要な公園等を設置しない場合に徴収する負担金に関する条例」と、ちょっと長いんですが、そう書いているんですけども、その部分の「開発行為」より後ろ、「開発行為に伴い設置が必要な公園等を設置しない」となっているところを「開発行為に伴う公園等の設置について緩和を受けた」というふうに修正のほうを、申しわけございませんがよろしくをお願いいたします。わかりましたか。

（「都市計画法に基づく緩和を受けたですか」の声あり）

水とみどり課長（庭瀬義浩君）そしたら、もう一回変わったほうだけ言います。「都市計画法に基づく開発行為に伴う公園等の設置について緩和を受けた場合に徴収する負担金に関する条例」と修正後はなります。長くてすみません。

議長（矢野正憲君）また終わったら差しかえてもらえますか。庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）12月議会のほうでは条例制定のほうでまた条例名は出てきますけれども、もしあれでしたら差しかえます。すみません。

では、内容のほうについてご説明をさせていただきます。

資料の1ページをごらんください。

1番のまちなか公園整備指針の策定についてですが、まず、まちなか公園整備指針についてご説明を申し上げます。

資料3ページのほう、A4判のカラーの横判です。これが一応概要版になってございます。こちらのほうで説明をさせていただきます。

策定の目的といたしましては、公園は都市に必要な環境整備として、子どもの遊び場や住民の憩いの場、多様なレクリエーションの場として利用されるとともに、災害発生時の避難地として役割を果たしてきたところでございます。しかし、少子高齢化、人口減少、地域的な人口偏在の社会状況の変化や、公園施設の老朽化により公園利用者の減少、遊具の更新や修繕が増加傾向にあるなど、公園の維持管理に支障を来しているところです。この状況を踏まえ、地域の実情に応じた公園の配置や管理形態の見直し、公園機能の集約を進める必要があります、これらを推進するために本指針を策定したものでございます。

次に、2番のまちなか公園の現状と課題です。

1点目に、公園の整備状況としましては、現在、本町の市街化区域にあるまちなか公園は、町民1人当たり面積が約4平方メートルと、整備基準でございます5平方メートルを若干下回る水準となっております。また、まちなか公園120カ所ほどあるんですが、そちらの中で100平方メートル程度の狭小な公園が多く、小さいということで、設置できる施設や機能が限定されているところでございます。

2点目に、まちなか公園の施設の老朽化です。まちなか公園整備後、30年以上が経過したまちなか公園が全体の約42%を占めており、このままいきますと、さらに10年後には約55%を占める見込

みとなってございます。

3点目に、ニーズの変化と機能の重複でございます。これまで、まちなか公園については、子ども利用を想定したブランコや滑り台などの遊具を整備してきました。そのため、小規模な住宅開発が隣接する場所では同じような遊具が設置された公園があり、機能のほうにも重複が生じているところが多く見られます。また、地区ごとに公園を利用すると考えられる6歳以下の就学前の子どもの占める割合が、それぞれ町内の各自治会ごとで見ますと2%から17%と、また、逆に65歳以上の高齢者について見ますと5%から48%と、地域差がかなり見られる状況でございます。少子高齢化や人口減少に伴い、公園の整備に対するニーズが変化してきているところでございます。

次に、3番目の、今一番の目的、課題等の後、見直しの方針といたしまして、まず1点目、公園の適正な配置でございます。

地域によっては、誘致圏が重複していたり、少子化によりほとんど利用されていない公園が多く見受けられ、このような公園は比較的面積の小さい公園が多いことから、小規模で利用の少ない公園を整理統合することで維持管理負担の軽減及び利用者の拡大につなげていくものでございます。整理統合のイメージは図のとおりです。3番のIの一番上の図でございます。

あと、実際のまちなか公園の配置状況につきましては、お手元の5ページの一番後ろのA3判のまちなか公園の配置状況というところで、一応今現在、町の中でこういった感じ、赤いのが今ある町内の市街化区域のまちなか公園の位置を示しております。赤マークがそういった状態で小さいのが結構ぽつぽつとあるという、そういうふうな状況になってございます。

こちらの対策としまして、まず1つ目、もう一度すみません、3ページのほうに戻っていただきまして、1つ目としては、低利用の既存公園を地元区や自治会からの要望を受けて、誘致圏の空白地が新たに生じないかなどの検証を行い、問題がなければ廃止、用地の売却を行っていくものでございます。

次に、2つ目としまして、新たな公園の整備を、人口動態やまちづくりに関する方針や地域における公園の整備状況などから判断しまして、必要性が高い地域に限って整備することといたします。その整備する財源確保として、先ほどの既存公園を廃止した用地の売却益や3,000平方メートルを超える住宅開発の際に設置が求められる公園施設について、開発区域が誘致圏内となるなど一定の条件を満たす場合は、公園整備にかかわる負担金徴収を制度化するものでございます。

次に、見直しの方針の2点目といたしまして、公園機能のリニューアルでございます。

先ほどの課題の3点目、ニーズの変化と機能の重複の見直しの方針としては、平成26年7月に策定いたしました熊取町公園施設長寿命化計画に基づきまして遊具や施設の更新に当たっていますが、地元区、自治会の意向を確認するなど地域の実情を踏まえ、利用者の拡大につなげる更新内容とするものでございます。

以上で、熊取町のまちなか公園の整備指針の説明となります。

次に、もう一度すみません、資料1ページのほうに戻っていただきまして、2番の今後のまちなか公園の整備についてでございますが、指針の中でもご説明いたしました、見直しの方針の1点目の2つ目に説明させていただきました、誘致圏内に一定以上の規模の開発については公園整備にかかわる負担金徴収の制度化についてでございます。

これは、町内でもし3,000平方メートル以上1万平方メートル未満の開発行為が行われた際、原則としては政令に基づいて開発面積の3%以上の公園、緑地または広場を設けなければならないと政令のほうではなっておりますが、一定条件を満たした場合は公園を設置しなくてよいとする条例と、この条例により公園を設置しない場合に負担金を徴収することを規定した2つの条例を12月定例会のほうへ上程予定でございます。これにつきましては、小規模な公園の設置を制限するものでございます。

この内容を示したものが、あっちへ行ったりこっちへ行ったりですすみません。資料4ページのA4の横判で開発行為に係る公園設置に関する制限内容の変更についてということで、今言いました

のを表にした感じのがこの表になります。3,000平方メートル以上ですと公園のかわりに相当額を開発者から町に納付と。誘致圏外であれば今までと変わらないですと。1万平方メートル以上に積みましても今と変わりはないというふうな表になってございます。

なお、公園の設置にかわり相当額の開発者から町に納付された負担金につきましては、基金として積み立てていき、公園の必要が高い地域に整備を行うための財源として今後活用をしていきたいと考えております。

このような制度の他市町の実施状況でございます。

公園を設置しなくてもよい制限の緩和につきましては、大阪府では今現在、松原市のほうでもう今既に実施されております。また、設置しない場合に負担金の徴収は、大阪府下では今現在事例はございませんが、他府県になります。神奈川県の大磯町、京都府の京田辺市で今現在実施されているところでございます。

あと、最後ですが、資料の2ページのほうにお戻りいただきまして、3番の今後のスケジュールでございます。

本日の議員全員協議会の後、11月末から12月議会に向けての議案提案、議案書の原稿作成を行いまして、12月の定例議会のほうへ条例の制定の上程を考えております。翌年、令和2年1月に条例公布の原案を作成しまして3月に公布で、令和2年4月1日より条例のほうを施行してまいる予定でございます。

以上で、今後のまちなか公園のあり方についての説明を終わらせていただきます。

以上です。

議長（矢野正憲君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）この提案に関しましてはちょっと複雑な思いがあるんですけども、今ご説明ありましたように、町内の開発住宅地の中にあるまちなか公園、非常に小さな公園がたくさんありまして、多くの住宅地はそこに住まれている方が高齢化しているといいますか、小さなお子さんが公園で遊ぶというようなことがなくなって現に利用されていない、場合によっては草ぼうぼうの状態が続いているとか、そういう公園もございます。そういう中で、町に草刈りをやってくれとかいろんな要望が出てきたりして公園の管理が大変になってきているということの中で、もう公園を廃止してはどうかという声が出てくるのは当然かとは思いますが、しかし一方で、今現に新たに開発されている住宅地もたくさんあるわけで、新たに開発されている住宅地においては、恐らくそこに住まわれる方にとっては公園が欲しいといいますか、公園があったほうがありがたいという声もあるかと思えます。

今のご説明の中でも、こういった開発にかかわって公園を設置しなくてもよい条例をつくっているのは大阪府下では松原市だけだと。そして、松原市でも負担金は取っていないというふうなこともご説明があったと思いますが、負担金を取っているような事例は、他府県ではあるけれども全国的にもまだ事例が少ないようなそういう状況のもとで、新たにこういう条例をつくろうとしているということで、この件に関してはちょっと慎重に考えたほうがいいんじゃないかという気がしているんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

議長（矢野正憲君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今、坂上巳生男議員の質問の中で、前段のほうで確かに草刈りだけしかもう今していないような公園というのはおっしゃられるとおり、ございます。それをあえてうちのほうからというよりも、やはり地元区とか自治会とかともその辺はよくお話しはしていったら、一方的になくすというつもりはございません。

あと、新しくできる住宅開発で公園がないのはというところのお話ですが、一応今、法的にというんですか、公園の誘致圏というものが公園を配置する上で決められたもの、基準になったようなものがございます。それで今、小さな開発公園、1つの公園ができますと、それから半径250メー

トルというのがその公園の誘致圏になります。今まででしたらそういった開発が結構熊取町のほうも数ありまして、その中で100平方メートル程度の公園がたくさんできるというのも今、現状の課題になってございます。ですので、住宅開発の中には公園が存在しないかもわからないですが、ちょっと隣の開発に行けば公園があるというふうな、そんな感じの状況になろうかと思いますが、そういった小さい公園ばかり、また、小さ過ぎるんでいろんなものがいろんな多様化した公園、もっと楽しんで遊んでもらえる公園というのがなかなかつくりにくい状況にもなってございますので、その辺は、小さいそういったなかなか使いにくい公園というのはもう数がようけは要らないんで、ある程度本当にそういった誘致圏の抜けているところというんですか、公園のない地区にそういった必要な、先ほどの中では必要の高いところというところなんですけれども、そういったところに新たに公園を誘致して行って、町全体に満遍なく公園をつくっていくというふうな考えでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）その辺の説明はよくわかります。確かに、小さい公園ばかりたくさんできてもしようがないというのはそのとおりかと思えます。

資料の4ページのところで、条例案では下記式により算出された金額を相当額としているということで、この負担金の算出の仕方、最寄りの地価公示価格掛ける設置すべき公園面積掛ける0.5と。土地の価格の2分の1ということなんでしょうけれども、この負担金というのは、開発業者側にすれば公園を整備する費用と比べるとどうなんですか。これは、公園整備に係る費用よりも少しお安い負担金ということになるわけなんですか。

議長（矢野正憲君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）一言で言うと安いかなと思います。例えば、100平方メートルの公園を設置する場合、土地の費用及び遊具の設置費用を含めると約600万円ぐらいが1つの公園でかかるのかなという想定をしております。熊取町の市街化内におきます地価公示価格の平均、今おっしゃられました最寄りの地価公示が町内何カ所かあるんですけども、それを平均いたしますと約5万8,000円となります。100平方メートルの5万8,000円ですので580万円、その2分の1ということで負担金額が290万円になりますので、普通に土地を提供いただいて遊具を整備していただいた600万円と比べますと、約半分というような形になります。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）そうであれば、その負担金をもっと上げてもいいん違うんですか。なぜそんなお安い設定で、実際に公園整備に係る費用のほぼ2分の1の負担金と。そういうふうにすれば当然、業者のほうは負担金で済ますほうが整備しなくていいし楽だと。実際の費用の半分の負担で済むのであれば、もう公園をつくらずに負担金、それは渡りに船やという感じでどんどんそういう負担金を払うという業者がふえてくると思うんです。なおかつ、そういうふうになると、実際に住宅を開発する段階において土地や住宅を買われる方の意見、これからそこに住もうという方の意見というのはどの程度反映されているのかわかりませんが、これまでは、一定のまとまった住宅地であれば小さい公園であっても子どもを遊ばせる公園がついているのが当たり前だと思って住宅を購入される方があったと思うんです。いざ住宅を買おうと思ったら公園がないというふうなことで、またそういう何らかのトラブルというか、もめごとの発生源になるという、そういう心配はないんでしょうか。

議長（矢野正憲君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）もうちょっと高くしたらいいん違うかというご要望というかご意見なんですけれども、先ほど説明もさせていただきました他市で取っている事例で、神奈川県の大磯町、京都府の京田辺市も、今言いました半分という金額になってございます。どっちかといいますと、

そういった公園を整備する側、住まわれる方というのものもあるんですけども、公園を整備する側でいきますと、やっぱり100の公園というのは3割ほどが植樹して、あと7割ぐらいのところに遊具が何を置けるかというたら、ほとんど本当にもうシーソーを1個置いたり滑り台を1個置いたりというぐらいしか置けないんで、多様化された公園というか、楽しい公園にはちょっとなれへんのかなど。そういったところがまた草ぼうぼうになって草を刈るだけになるというふうな、やっぱり今の状況というのはそんな感じが多く見受けられます。

ですので、余り高くしてしまうと今度逆に、それやったらそれだけ払わなあかんのやったらもうつくるわみたいな業者も出てくるのかなとということで、どっちかと言えば町としてはなるべく小さい公園というのはもうなくしていきたいなという思いがあるところで、ある程度、公園をつくるよりもこれを払うたほうが、業者としても、メリットじゃないですけどもいいのかなというふうなぐらいの設定に今しているところです。

以上です。

議長（矢野正憲君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）坂上議員がちょっとご心配の後から買われた方が公園がないことによってもめないかという点でございますけれども、開発業者としては、造成中に既にもう販売のチラシを配ったり募集はかけるかと思えます。当然その中には、情報として公園はないということがわかる。そして当然、購入しようかなと思う方は、まず第一に熊取町とはどんな町かとか、その周辺の状況、学校が近いかなと思う方は、まず第一に熊取町とはどんな町かとか、その周辺の状況、学校が近いかなと思う方は、あらゆる情報をやはり頭に入れて見学にも来られるだろうし、だから、販売後のそういったことは起きないのかなというふうに考えてございます。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）公園の統廃合の部分で聞きたいんですけども、小さい公園をなくして集めて大きいところをつくりましょうということやと思うんです。イメージがよくわからないんですけど、現状、例えば町としての思惑は、どの辺の公園が小さくて誰も利用しなくて、どの辺のをなくしてどこに集めたいのかなというのは今あるんですか。

議長（矢野正憲君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）具体的にどこことなりますと、小さな公園は多分、議員のほうもよくご存じかと思うんですけども、やはり先ほど坂上巳生男議員からも言われたとおりに、もう子どもいなくて遊んでなくて、草が生えてそれを刈るだけみたいな公園というのが、まず町から見た目ではやっぱりそれをどないかせなあかん。それを要らん、もう利用されていないやつを廃止して行って、まず一つつくっていききたいというのが、3ページの右の図の下で町の絵があるかと思うんですけども、この緑に塗られているのが今ある公園の誘致圏をあらわしたものになります。これの緑のかかっていないところというのが誘致圏区域から外れているところ、要は公園が近くにないというふうなところになりますので、できればそういうところにつくっていききたいというのも一つございます。

あと、都市公園については開発でもろうた公園もありますし、ふれあい公園というて借地公園もございます。その辺も、地主がまだいらっしゃるので交渉のあれもありますけれども、やっぱり公園の少ないところにそういった公園というのはございますので、その辺も、また地主との交渉の中で本当に町としてもそこが必要な場所やという判断の中で、そういった廃止した公園とか、先ほどの開発業者からいただいた負担金を原資にそこを買いに行くというやり方も一つあるのかなというふうな考えは持っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）現状で言うたら、最終どれぐらいの数の公園にしたいなとかはあるんですか。

議長（矢野正憲君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今言われました数の話ですけども、数よりも全体的に町に公園が行き

渡るといふうなのが、どっちかというたらイメージなところですね。すみません。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）開発者からお金で負担金を払うということで、先ほどの説明では基金として積み立てて公園等の整備に充てるというふうな説明があったんですけども、ということは、新しくつくる条例が4月1日に施行されるわけですけども、同時に基金条例とかをつくる必要があるんじゃないんですか。

議長（矢野正憲君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今、田中豊一議員のご質問ですけども、ちょっとその辺、財政ともお話しした中で、まだふるさと納税のように原資があって基金というんじゃないなくて、今回これから負担金を取っていくという条例が4月1日からされますので、あと、そこから先に開発にどれだけあるか、それでどれだけのお金が入ってくるかというところがまだ読めないところもあります。基本的には、話をした中で公共施設の整備基金のほうへ放り込んでいかせていただくかなというふうな今、考えています。新たに基金条例をつくるんじゃないなくて、公共施設整備基金のほうへそちらのほうをためていこう、基金を積み立てていこうかというふうなことを今考えてございます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）やはり負担金の使途を明確にしておくほうがいいように思いますので、また内部で検討をお願いしたいと思います。

次の質問ですけども、都市計画法では、3,000平方メートルから1万平方メートル未満では3%、1万平方メートル以上では6%ということです。今まででも、たしか大阪府の自然環境保全条例の絡みで緑地をつばさが丘の斜面地だとかもらっているんですけども、なかなか管理が大変ということで、今後、その緑地とかの扱いというのはどういうふうに考えているんですか。

議長（矢野正憲君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）緑地については、今、田中議員がおっしゃられたようなつばさが丘ですと、大阪府の自然環境保全条例のほうの絡みが多分出てくるかと思えます、1ヘクタールを超えますと。ですので、そちらのほうで確保していかなあかんところというのは確保していく必要があるのかなと思えます。

あと、1万平方メートル以下の開発でございますと、今まででもまず公園、広場、緑地という中でも、やはり公園というのをうちのほうも選択してつくって行って、まず最初に公園のほうということになります。だから、小さい開発で1万平方メートル以上の開発で緑地をどうのというところは、今のところ、まず公園かなというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）先例が余りないんで、公園で実績を積んでもらって、またいろいろ研究していただけたらいいと思います。緑地の管理は、どこでも何か筋のように細いようなところとか、環境面で周辺の地元から何か要請されてつくった緑地もありますけれども、それ以外については開発のときのへた地みたいなところを町が引き取っているというのが現状にあるんで、これは、もう今後は管理の面ではとにかく木が生えているだけとか草が生えているだけとか、そういうような状況があるんで、検討の余地はあるかなと思えます。

それと、この条例ですけども、よそで事例があるということで実施されるようですが、上位法である都市計画法に一部反してやることについての法令的な裏づけというんですか、そのあたりはもうしっかりできているんですか。

議長（矢野正憲君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今おっしゃられました上位法の都市計画法の中ですが、一応都市計画法の第33条第3項という、今回、次に条例の上程で出てきた先ほどの中にも条例名があったと思うんですが、一応、第33条第3項の技術的指針の緩和というところで、緩和するところもあるしきつく

するところもできるというような条文がございまして、今回、都市計画法施行令第25条第6号のただし書きというのがございます。これは何かといいますと、通常、都市計画法でしたら0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発に当たっては3%以上とりなさいよというふうなことが第25条第6号には書かれているんですが、ただし書きで、開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地または広場が存在する場合、予定建築物の用途が住宅外のものであり、かつ、その施設がある周辺の状況並びに予定建築物の用途及び敷地の配置を勘案して特に必要がないと認められる場合は、この限りではないということで、このただし書きの運用基準として、今言いました誘致圏の中にすっぽりもう開発が入っているよというときには、あえて今言ったような3%足らなくてもいいよというふうな一応解釈が法的にもございます。それに乗っかっているような状態でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） 裏づけがしっかりできているんであったら、それで結構です。

それと、最後ですけれど、まちなか公園の配置状況というので赤い図面をいただいているんです。私、ひょっとしたら間違っているのかもわからないんで、長池公園のところ、ありますよね。これ、ため池も区域に入っているのではないんですか。色がかからないのかなと思って見ていたんですけど。

議長（矢野正憲君） 庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君） 申しわけありません。議員ご指摘のとおりで、池も赤くなっていないと、今、告示区域を変更しておりますので、すみません。

議長（矢野正憲君） ほかに質疑はありませんか。田中圭介議員。

1番（田中圭介君） このまちなか公園、先ほど坂上巳生男議員からもありまして、草ぼうぼうでもう年間ほとんど利用者がいないという中で、そこの所有権がそこの自治会で預かり財産の公園がありますよね。ないですか。公園ではないですか。

議長（矢野正憲君） 庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君） 今ここで言っているまちなか公園といいますのが、都市公園法で告示した都市公園と市街化区域にあるちびっこ広場、あと、ふれあい公園をまとめて今まちなか公園というふうな言い方をしております。今、議員おっしゃられたように預かり財産になっているものは、ちびっこ広場が中にはそういった位置づけのものもございます。あと、都市公園についてはもう全て町名義、ふれあい公園については今現在借地公園というような状況でございます。

議長（矢野正憲君） 田中圭介議員。

1番（田中圭介君） ここに載っている紺屋区の煉瓦館よりちょっと上から細い道に入っていた赤く塗られているところ、あれは預かり財産と違いますか。

議長（矢野正憲君） 庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君） 多分、今、議員がおっしゃられているのが、歴史公園から外環のほうへずっと上がっていったところですね。確かにそこは紺屋のちびっこ広場になってございます。そこはおっしゃるとおりです。だから、ちびっこ広場ではそういう位置づけの公園もございます。

ただ、今ここで言うているまちなか公園の中には、そういったちびっこ広場も今含めてございますので、ちびっこ広場は、議員おっしゃられるように預かり財産のところもございます。

議長（矢野正憲君） 田中圭介議員。

1番（田中圭介君） 結局、そういう公園も対象になってくるんですか、まとめようと今している中で。

議長（矢野正憲君） 庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君） まちなか公園の対象にはしていますけれども、多分、ちびっこ広場のできた成り立ちというのが、やはりその地区に余り公園がないからということで、預かり財産の土地だとかそういうのを活用して公園にしているという経過がございます。その辺は、うちもそれをターゲットにするつもりもないですし、逆にしに行ったところで、やっぱりそういう公園なんかで置

いておいてよとなるのかなというふうなことになるのかなと思うんですけど、うちが強制的に、これはもう小さいし遊んでへんし草が生えるし、もう要らんねんと言うて潰すつもりも全然ございませんので、

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）これは自治会で預かり財産で皆さんのご意見で、もうあの公園は草が年中生えているだけで、近くに煉瓦館が、もう今はみんなそっちに行っているんですね、正直。先ほど言われたように、もう草ぼうぼうで、今使っている形跡がほとんどないんです。そういうときは、うちの自治会からどないか売却してくれとか、そういう話はできるんですか。

議長（矢野正憲君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）今、田中議員ご指摘の紺屋ちびっこ広場、私、通勤経路で朝晩歩いてございます。実態は、定期的に区がやはり草刈りしていただいています。夕方には学生がブランコに乗ったり、利用はあるかなというふうに思っております、自治会からは今のところ、利用がないのでというお声はございません。

ほかにもちびっこ広場、町内10カ所ございますけれども、現時点では、利用がないんでということでの自治会からの申し出というのはございません。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）それ、仮に要らないとなったときにはどういう対応をとってくれるんですか。

議長（矢野正憲君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）当然、自治会のほうから申し出がございましたら、まず、ここにある誘致圏の図面のグリーンの中にあれば、当然その利用状況とか、自治会から改めてなくしてもいいですかとかいう利用者からご意見をいただいて、統廃合してもいいですよと了解を得られれば次の段階へ進めますけれども、自治会からいややっぱり使っている方もいるとなれば、グリーンの中であつても一概にすぐ廃止するというわけにはいきません。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）結局、自治会任せに最終はなるということですね。

議長（矢野正憲君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）と申しますのが、たまたま私、先ほど申し上げたように、日常の利用の形態が把握できていないところがほとんどなんで、一番利用しているかしていないかお詳しいのは自治会あるいは地域の子ども会ということもございまして、当然、地元の意見というのは非常に重要になってくると。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これをもって、案件3、今後のまちなか公園のあり方についての件を終了いたします。

以上で、本日の案件は終了いたしました。

議長（矢野正憲君）その他、何かご報告等があれば承ります。道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）それでは、令和元年人事院勧告への対応につきましてご報告させていただきます。

お手元の資料のほうをごらんください。

令和元年8月7日付で、人事院から国家公務員の給与に関する勧告が行われました。本町につきましては、従前より国公準拠の観点のもと、人事院勧告に準じて給与制度を改定しており、今回におきましても同様の対応を行うものでございます。

それでは、1番のほうをごらんください。

民間給与との較差に基づく給与改定でございます。

その下に、人事院が全国の民間事業所を調査した結果を記載させていただいております。

月例給与で、令和元年は民間企業が41万1,510円、国家公務員が41万1,123円となっております。国のほうが民間と比較し、マイナス387円となっております。

賞与、ボーナスでは、民間企業が4.51月、国家公務員が4.45月となっております。国のほうが民間と比較し、マイナス0.06月となっている状況でございます。

このことを受けまして、本町におきましては人事院勧告に準じた対応を行うもので、改定内容の令和元年度の部分をごらんください。

①給料表の改定、平均0.1%の引き上げ改定でございます。

そして、②賞与（期末、勤勉手当）の支給月数を、下の表でございますが、0.05月引き上げるものでございまして、表のほう、賞与の支給月数表をごらんください。

令和元年度の12月期につきまして、下線部分のとおり、勤勉手当を現行0.925月から0.975月まで0.05月引き上げ、令和2年度以降は勤勉手当につきまして、令和元年12月に0.05月引き上げた分をおのおの6月と12月に半分ずつ、0.025月ずつ引き上げるものでございます。

その下、今回、再任用職員につきましては、勧告に準じまして給料、賞与ともに改定はございません。

続きまして、裏面の2ページをごらんください。

令和2年度分といたしまして、勧告に準じて職員の住居手当の支給額の改定を行うものでございます。

住居手当につきましては、いわゆる借家に居住する職員に対して家賃の一部を補助する性質の手当でございます。

今回の改定内容でございますが、手当の対象となる家賃額の下限を月額「1万2,000円」から「1万6,000円」に4,000円引き上げるとともに、その下、手当額の上限を月額「2万7,000円」から「2万8,000円」に1,000円引き上げるものでございます。

この2つの改定によりまして、その下、住居手当改定内容の表のとおり改定されることとなります。

表の左側の欄が家賃の月額、その右側の欄が支給される住居手当の月額の改定内容でございます。家賃の月額が5万9,000円未満で手当が引き下げとなり、5万9,200円以上で手当が引き上げとなる、そういうものでございます。

2番、改正が必要となる条例につきましては一般職職員給与条例でございまして、附則におきまして会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うものでございます。これは、さきの9月議会でご可決いただいた給与条例でございまして、会計年度任用職員につきましても常勤職員と同じ給料表を使用しているため、職員の給料表の改正に合わせて同じように給料表の改正を行うものでございます。

3番、施行日につきましては、月例給が平成31年4月1日から遡及して適用、賞与が令和元年12月1日から同じく遡及して適用でございまして、住居手当の改定が令和2年4月1日施行でございます。また、今回の遡及により生じる差額分の給与につきましては、令和元年12月26日支給予定でございます。

最後に、今回の人事院勧告に伴う条例改正及び必要な人件費の補正予算につきましては、令和元年12月議会におきまして上程させていただく予定でございます。

以上で、令和元年人事院勧告への対応についてのご報告を終わらせていただきます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）報告が終わりました。何かあれば承ります。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）資料2ページ目、裏面の住居手当の支給額の改定についてお尋ねしたいんですが、家賃1万6,100円以上5万9,000円未満の方については住居手当が引き下げとなるというふうに書いて

ているんです。これ、どういうふう引き下げとなるのか、その辺はどうなんですか。

議長（矢野正憲君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）引き下げる額につきましては、計算をいたしますと、今回の条例の中では最大毎月2,000円までということになってございます。実際に試算をいたしましたけれども、最大マイナス2,000円というふうな形になるものでございますが、ただ、国のほうからは、手当が下がるということで、来年1年間に限り激変緩和ということで最大1,000円に抑えるような形でということでの国の通知もございますので、そのような形で国の方向性に沿って条例を上程させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）これは、今回は人事院勧告への対応についてということなんですが、人事院勧告の中で住居手当の改定が含まれるんですか。

議長（矢野正憲君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）結論から申し上げて、人事院勧告の中で入っております、これ、もともと住居手当につきまして国の考え方につきましては、国家公務員の場合はかなり大きな転勤とかがあったりする関係で、公務員の宿舎というものの平均使用料とつり合うように住居手当というのは設定されている経緯があると。そういった中で、ただ近年、公務員の宿舎の料金が引き上げになってきているというところで、一定まずは住居手当の上限が今、毎月2万7,000円までしかないんですが、そういったものについてはまず1,000円引き上げましょうということで、家賃がすごく高くなってきているという現状の中で1,000円引き上げると。

ただ、一方では公務員の宿舎の平均が1万8,600円になっているというところでございますので、宿舎よりも家賃が安い民間物件に住む職員に住居手当を支給しているような現状が生じているということで、国のほうでは、基本的には公務員宿舎よりも安いところに住んでいる方というのはバランス的に見たらおかしいのではないかとということの中で、人事院勧告の中でそのような形で住居手当を一定引き下げて、その部分については、家賃が高いところに住んでいる方については引き上げるというふうなめり張りをつけた形での改定ということで行われていると、そういったところで勧告の中で出てきているというところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ちょっとその関連でお聞きしたいんですけど、住居手当というのは借家ないし賃貸マンションじゃないと、新築購入とかローンとかはおりないということですね。

議長（矢野正憲君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）議員ご質問のとおり、いわゆる借家の方に対してだけ支給されるということで、新しく家を購入されてかなりのローンが生じている方についての手当の制度では一応ないというところでございます。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）この完全実施をした場合、令和元年度の財政的な影響、2年度以降の1年間の財政的な影響というのはどのぐらいあるか教えてください。

議長（矢野正憲君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）今、補正予算等々の積算のそういう状況の中で試算しているところでございますが、最新の試算状況では、必要な人件費は800万円程度ということになってございます。

そして、令和2年度は、住居手当の部分はございますが、こちらは上がる職員もいれば下がる職員もいるということで、ほとんど増減がないような状態になっているというところでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）今ちょっと聞き漏らしたんやけれど、月800万円ということですか。

議長（矢野正憲君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）1年間で800万円でございます。失礼いたしました。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「16時06分」閉会）

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

矢野正憲